平成 24 年度第３回・東村産業祭り出店申込書

平成 24 年度第 3 回・東村産業祭り実行委員会　御中　（FAX　0980－43－2503）

私は、平成 24 年度第３回・東村産業祭り出店募集要項及び同出店規約に同意し、下記出店を申込みます。

平成２４年　　月　　日

出店者氏名 （団体の場合は団体名と代表者名）	
住所または所在地	
電話番号(携帯)	－　　－
FAX 番号	－　　－
出店参加人数	
設置するテントのサイズ	縦　　×　横　　ｍ（出店規約７．に定められた規格以内）
出店品目及び販売価格	①　・売値　　円 ②　・〃　　円 ③　・〃　　円 ④　・〃　　円 ⑤　・〃　　円 ⑥　・〃　　円
水道使用の有無	①　有　　②　無　　（　いずれかに○　）
電気使用の有無	①　有　　②　無　　（　いずれかに○　）
電気器具の内容	電気使用の場合は当該家電製品名を記入してください （例）綿菓子機×１台　電子レンジ×１台 ・ ・ ・
その他	飲食バザーの方は、保健所への臨時営業許可申請のため、別途「出店内容届出書」が必要です。

お　願　い

（１）電気・水道は主催者で準備します。

（２）電気容量の高い器具は容量を調整することがあります

（３）机・イス・ガス等は各事業者でご準備下さい。

（４）申込書の提出先は『東村商工会』となります。

（５）テントの大きさ　　１張＝２間×４間（3.6m×7,2m）以内でお願いします。

平成２４年度第３回・東村産業祭り出店募集要項

出店資格

原則、村民を対象とする。但し、実行委員会が認めた者はその限りでない。

出店時間

平成２４年８月４日（土曜日）　10:00～20:30

出店場所

東村役場村民広場

出店の申し込み期間

平成 24 年６月 28 日（木曜日）～平成 24 年７月 20 日（金曜日）１７時まで

※出店申込用紙を東村商工会、各字共同売店に据置。出店希望者は申込み期日までに商工会窓口に提出すること。

募集店舗数　約 15 店舗程度。但し飲食店は４店舗とする。

※　応募者多数の場合は抽選する場合がある。

出 店 料

飲食店は 10,000 円、但し飲料のみの場合は無料となる。その他の事業者は無料

説 明 会

日　時：平成 24 年７月 23 日（月）　１８：００～

場　所：東村商工会会議室

出店要件

平成 24 年度第３回・東村産業祭り出店規約を順守できる者であること。

自前でテントとその他什器備品等を設置できる者であること。

平成24年度第３回・東村産業祭り出店規約

東村産業祭り実行委員会

1. 出店者について

① 出店事業者説明会へ参加可能な事業者であること。
② 東村の農産物又は特産品等のＰＲに寄与する事業者であること。
③ 出店事業者は自己の名義をもって他人に出店（いわゆる名義貸し）を営ませてはならない。この場合、東村産業祭り実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）は、違反した事業者の出店を拒むことができる。
④ 飲食物を取り扱う事業者は、当該出店品に係る食品衛生営業許可証（以下、「許可証」という。）を所持する者、及び出店日に係る簡易営業許可届出を済ませたものであること。
⑤ 来場者アンケート調査に協力できる者であること。
⑥ 店舗売上額が報告可能な者であること。
⑦ 飲食物を販売する事業者は、当該販売行為に係る許可証の写しを出店申込みと同時に事務局へ提出すること。
⑧ 出店に係る必要な什器備品等はすべて出店事業者で準備すること。（テント・商品販売用の机、ようかん棒等）

2. 出店品について

① 出店物の内容及び表示はＪＡＳ法、食品衛生法等、当該出店物取扱の法令に基づくものであること。

② 出店物の販売価格、品目は消費者に分かりやすい表示にすること。（消費税は総額表示若しくは商品価格と消費税額が明記されていること。

③ 商品の管理・保存については各テナントで責任を持つこと。主催者は免責事項とする。

④ テナントの給排水設備については各事業者で設置すること。（飲食店等）

3. 出店に関する留意事項及び搬入・搬出時間について

① 出店に使用するテントの規格は２間×４間（3.6m×7,2m）以内のものとする。

② テントその他の備品等、出店物の搬入については３日（金）17時までとする。祭り当日は午前８時～午前９時30分までとする。

③ 出店時間を厳守すること。出店時間は８月４日(土)午前9時30分から午後８時30分まで（止むを得ない事情のない限り、出店時間中に自己都合で閉店をしないこと。）

④ 出店場所周辺及び出店場所で発生したゴミ、廃棄物等は当該出店事業者が責任を持って収集し、ゴミについては東村役場のゴミ分別方法により分別し処理すること。

⑤ 指定された出店場所以外の商品の販売は原則、禁止する。

4. 安全対策について

① 来場者の安全確保のため、（祭り開催中）開始時刻30分前以降から終了時刻・午後８時30分までは、テナント会場への車両等の通行を禁止する。

② 出店に使用する備品等は来場者の安全確保の為機具の故障がないか予め点検をしておくこと。

③ 出店者または顧客等における事故やトラブルが発生した場合には直ちに実行委員会本部まで報告すること。

その他、出店に関することで本規約に定めのないものについては、事務局の指示に従うこと。